

○藤岡市空家等の適正管理に関する条例施行規則

平成29年3月30日

規則第19号

藤岡市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成26年規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び藤岡市空家等の適正管理に関する条例（平成29年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（立入調査）

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行う。

2 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

（助言又は指導）

第4条 法第14条第1項の助言は口頭又は文書により行い、同項の指導は指導書（様式第3号）により行う。

2 法第14条第1項の指導を受けた者は、指導された措置を行った場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（勧告）

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行う。

2 法第14条第2項の規定による勧告を受けた者は、勧告された措置を行った場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（命令）

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行う。

2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前通知書（様式第6号）とす

る。

- 3 法第14条第4項の意見書の提出期限は、同項の通知書の交付の日から30日以内とする。

(意見聴取の請求等)

第7条 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書(様式第7号)により行う。

- 2 法第14条第4項の通知書の交付を受けた者は、代理人を選任し同項又は同条第5項の手続を行うときは、意見書又は意見聴取請求書とともに代理人に手続を委任する旨を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- 3 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書(様式第8号)により行う。

(公示の方法)

第8条 法第14条第11項の標識は、標識(様式第9号)とする。

- 2 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省・国土交通省令第1号)に規定するその他の適切な方法は、藤岡市公告式条例(昭和29年条例第1号)に規定する掲示場への掲示とする。

(代執行に係る手続等)

第9条 法第14条第9項の規定による代執行(以下「代執行」という。)を行う場合における行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の文書は、戒告書(様式第10号)とする。

- 2 代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書(様式第11号)とする。

- 3 代執行を行う場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第12号)とする。

(代執行費用の徴収)

第10条 代執行を行った場合における行政代執行法第5条の規定による命令は、行政代執行費用納付命令書(様式第13号)により行う。

- 2 行政代執行法第5条の規定により定める費用の納期日は、前項に規定する命令書を交付した日から60日以内とする。

(応急措置の通知等)

第11条 条例第5条第2項の通知は、応急措置実施通知書(様式第14号)

により行う。

2 市長は、条例第5条第1項の措置の後、当該措置を行った空家等の所有者等に対し、応急措置完了通知書（様式第15号）により、当該措置が完了した旨を通知するものとする。ただし、軽微な措置及び所有者等が確知できない場合にあつては、この限りでない。

3 前条第2項の規定は、条例第5条第3項の措置に要した費用の納期日を定める場合において準用する。

（協議会の組織等）

第12条 条例第4条第1項に定める藤岡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員は、市長のほか、法第7条第2項に規定する者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

2 会長は、市長をもって充て、会務を総理し協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（協議会の庶務）

第13条 協議会の庶務は、空家等対策主管課において処理する。

（補則）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。